

# 事故情報の把握と製品安全 4 法の執行状況について

平成 1 5 年 1 1 月

製 品 安 全 課

## 1 . 事故情報の収集・活用

### (1)趣旨

製品安全 4 法<sup>(注)</sup>の規制対象品目をはじめ消費生活用製品全般に関する事故情報を収集するため、経済産業省は、製造・輸入事業者、地方公共団体、消費生活センター、消費者団体等に対して、事故情報を独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に通知するよう協力を求めている。

機構では、通知された事故情報及び自ら収集した事故情報のすべてについて、原因の調査等を行い、その結果を 4 半期ごと及び年度ごとに取りまとめて公表している。

機構による調査においては、製造・輸入事業者から報告を求めたり、関係者からの聴取を行うほか、機構自身も必要に応じ、原因究明等のため、事故現場の調査、事故品の分析・テスト等を実施している。また、調査結果については、専門家による委員会における議論を経た上で取りまとめられている。

収集された事故情報、調査結果等は、随時機構から経済産業省に提供され、それに基づき経済産業省では必要に応じて事業者や事業者団体に対する行政措置を講じている。

（注）製品安全 4 法とは、消費生活用製品安全法（以下「消安法」という。）、電気用品安全法（主として一般消費者の利用に供されるものに係る部分に限る。以下「電安法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液化石油ガス器具等に係る部分に限る。以下「液石法」という。）、並びにガス事業法（ガス用品に係る部分に限る。以下「ガス事法」という。）をいう。

### (2)近年の状況

平成 1 1 年 8 月に成立した「通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律」により製品安全 4 法が改正されたが、それを期に事故情報収集の強化を図ったこともあり、事故情報の収集件数は近年大幅に増加している。事故情報の総受付件数を見ると、平成 1 1 年度以前は毎年度約 1 , 0 0 0 件程度であったが、平成 1 3 年度は 1 , 8 5 2 件、平成 1 4 年度は 2 , 1 3 2 件となっている。

〔図1：事故情報受付件数の推移〕

	11年度	12年度	13年度	14年度
総受付件数	1,132件	1,469件	1,852件	2,132件

### (3)最近の実績

機構は、平成13年度に受け付けた1,852件の事故情報のすべてに関して、製造・輸入事業者からの報告徴収、関係者からの聴取等を行うとともに、77件について現場調査を行い、また、186件については事故品を確保して試験等を実施した。

また、機構は、平成14年10月、それまでに調査を終了した1,501件の事故情報に関する調査結果を年度報として公表した。このうち、607件が製品に起因する事故と評価され、さらにこのうち再発防止措置が必要と考えられるもの590件すべてについて適切な再発防止措置が講じられたことを確認した。

## 2. 試買テスト

### (1)趣旨

経済産業省は、製品安全4法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストを実施している。

〔図2：規制対象品目数〕 平成15年7月現在

	規制対象品目数	
		特別特定製品等品目数
消安法	6	3
液石法	12	7
ガス事法	4	4
電安法	452	112
合計	474	126

試買テストの結果、製品に技術基準不適合等が見出された場合には、当該製品の製造・輸入事業者に指摘して速やかな改善を求め、必要な場合には、法令に基づく措置をとることとしている。

## (2)近年の状況

実施品目数・機種数を、平成11年度の40品目・約200機種から、平成14年度には70品目・約300機種へと拡大した。

現在、試買テストにおいては、原則として、5～10年間で全規制対象品目をテストすること、消安法、ガス事法及び液石法については、各品目につきすべての届出事業者の製品をテストすること、また電安法の規制対象品目については、各品目につき複数の届出事業者の製品をテストすることとしている。

〔図3：試買テスト実績〕

		11年度	12年度	13年度	14年度
消安法	品目数	5	5	2	4
	機種数	35	36	11	40
液石法	品目数	1	2	2	2
	機種数	13	15	40	19
ガス事法	品目数	4	2	2	2
	機種数	10	13	11	22
電安法	品目数	30	41	36	62
	機種数	148	166	185	221
合計	品目数	40	50	42	70
	機種数	206	230	247	302

## (3)最近の実績

平成13年度に42品目247機種について試買テストを実施した結果、直ちに一般消費者に危害を発生させるおそれの多い重度の違反は見出されなかった。しかしながら、25品目53機種について、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない軽度の違反が見出された。このため、経済産業省では、これらの製品の事業者に対して注意を行うとともに、必要な措置をとるよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを平成14年度中に確認した。

〔図4：13年度試買テストの結果と対応状況〕

法律名	実施品目・機種数		技術基準不適合品目・機種数		
			重度の違反	軽度の違反	軽微な指摘事項
消安法 (別紙1)	品目数	2	0	0	0
	機種数	11	0	0	0
液石法 (別紙2)	品目数	2	0	2	0
	機種数	40	0	2	0
ガス事法 (別紙3)	品目数	2	0	1	0
	機種数	11	0	1	0
電安法 (別紙4)	品目数	36	0	22	7
	機種数	185	0	50	10
合計	品目数	42	0	25	7
	機種数	247	0	53	10

### 3. 計画的立入検査

#### (1) 趣旨

製品安全4法に基づく届出事業者による法令遵守状況を確認するため、問題発生等の際の随時の立入検査とは別に、予防的・計画的に立入検査を実施している。

計画的立入検査は、原則として、経済産業大臣の指示に基づき機構が行っている。

〔図5：届出事業者数〕 (15年3月現在)

	届出事業者数	
	製造事業者数	輸入事業者数
消安法	218	156
液石法	110	16
ガス事法	33	3
電安法	26,028	5,101
合計	26,389	5,276

計画的立入検査によって法令違反等の事実が確認された場合には、当該事業者に指摘して速やかな改善を求め、必要な場合には、法令に基づく措置をとることとしている。

#### (2) 近年の状況

消安法、液石法及びガス事法に基づく届出事業者については、5年間ですべて

の届出事業者に対して立入検査を行う計画である。

電安法に基づく届出事業者への計画的立入検査については、多数の届出事業者の中から立入検査の対象とすべき事業者を効率的に選択するため、届出事業者に対して、法令遵守状況について自ら確認し書面により報告するよう求める「法令遵守調査」を平成14年度から実施することとした。同調査については、平成14年度における試行を経て、平成15年度には、全届出事業者の約1割に当たる約2,600の事業者に対して実施する予定である。また、平成15年度には同調査の結果に基づき選定された約200の事業者に対して計画的立入検査を実施する予定である。

〔図6：計画的立入検査実績〕

		11年度	12年度	13年度	14年度
消安法	本省・局	0	0	0	0
	機構	29	30	17	37
液石法	本省・局	0	0	4	( 16)
	機構	0	0	19	24
ガス事法	本省・局	0	0	0	( 4)
	機構	0	0	6	5
電安法	本省・局	143	112	80	76
	機構	0	0	0	( 39)
合 計		172	142	126	142

印：局と機構との合同実施分

### (3)最近の実績

平成13年度に126の製造・輸入事業者に対する計画的立入検査を実施したところ、直ちに一般消費者に危害を発生させるおそれが多い重度の違反は見出されなかった。しかしながら、6の事業者について、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない軽度の違反が見出された。このため、経済産業省では、これらの事業者に対して注意を行うとともに、必要な措置をとるよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを平成14年度中に確認した。

〔図7：平成13年度計画的立入検査の結果と対応状況〕

法律名	実施事業者数	違反事業者数		
		重度の違反	軽度の違反	軽微な指摘事項
消安法（別紙5）	17	0	0	11
液石法（別紙6）	23	0	1	17
ガス事法（別紙7）	6	0	0	3
電安法（別紙8）	80	0	5	28
合計	126	0	6	59

#### 4. その他違反事案

##### (1)趣旨

事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、事故情報の調査結果、都道府県による販売事業者への立入検査結果等によって製品安全4法違反の疑いが生じたときには、経済産業省は、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、当該事業者に対して改善を求め、必要な場合には、法令に基づく措置をとることとしている。

##### (2)最近の実績

平成14年度には、事業者からの自主的な報告、第三者からの情報提供等を受けて調査を行った結果、電安法の違反について1の事業者に対して厳重注意を行うとともに、電安法及び消安法の違反について21の事業者に対して注意を行った（別紙9）。

なお、これとは別に平成14年度には、消安法違反により刑事事件として扱われた事案が2件あった。

## 平成13年度の消費生活用製品安全法に基づく特定製品に係る 試買テストの結果について

平成13年度、消費生活用製品安全法により規制している特定製品を対象として、技術基準の適合性等について調査する試買テストを実施したところ、その結果等の概要は以下のとおりである。

### 試買型式件数等

平成13年度は、「乳幼児用ベッド」について2社2機種4台及び「携帯用レーザー応用装置」について9社9機種9台を対象として試買テストを実施した。その結果は次のとおり。

	乳幼児用ベッド	携帯用レーザー応用装置
調査機種	2機種	9機種
軽度の違反があった機種	(0機種)	(0機種)

9機種のうち2機種については、試買テストの際に確認できなかった項目があることから、平成14年度において追加のテストを実施する予定。

## 平成13年度の液化石油ガス器具等に係る試買テストの結果について

平成13年度、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により規制している液化石油ガス器具等を対象として、技術基準の適合性等について調査する試買テストを実施したところ、その結果等の概要は以下のとおりである。

### 1. 試買型式件数等

平成13年度は、「液化石油ガスこんろ（組込型）」について10社10機種30台及び「液化石油ガス用ガス栓」について10社30機種（ホースガス栓、ねじガス栓及び可とう管ガス栓の各10型式）540個を対象として試買テストを実施した。その結果は次のとおり。

	液化石油ガスこんろ （組込型）	液化石油ガス用ガス栓
調査機種	10機種	30機種
軽度の違反があった機種	(1機種)	(1機種)

### 2. 軽度の違反のあった事例

#### (1) 液化石油ガスこんろ

調査した液化石油ガスこんろ10機種のうち1機種について、通常の使用状態において試験を実施した3台中1台に、少量のすすの発生があった。ただし、この状態で燃焼が継続しても、一酸化炭素の発生量の増大、炎のあふれといった異常燃焼等の安全性に影響を及ぼす事態は生じなかったことから、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない軽度の違反であることが判明した。

このため、当省は、当該事業者に対して注意を行うとともに、原因の究

明及び改善を行うよう求め、その後、バーナーヘッドの固定を強化するような製品の改良、運搬時の取扱注意表示の明記等の措置がとられたことを事業者からの報告により確認した。

(参考)

「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」(昭和43年省令第23号)

(抜粋)

別表第3(液化石油ガスこんろ)第19項 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
すすの発生	ないこと。

## (2)液化石油ガス用ガス栓

調査した液化石油ガス用ガス栓30機種のうち1機種について、18個中2個に技術上の基準に必要な表示である「製造年月及び製造番号」が欠落していた。

このため、当省は当該事業者に対して注意を行うとともに、原因の究明及び改善を行うよう指導し、その後、刻印機と加工機を電氣的に連動させることによる工程抜けの防止、検査工程における確認の徹底の措置がとられたことを事業者からの報告により確認した。

(参考)

「液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令」(昭和43年省令第23号)

(抜粋)

別表第3(液化石油ガス用ガス栓)第34項 見やすい箇所に容易に消えない方法で液化石油ガス用である旨、届出事業者の氏名又は名称、認定検査機関又は承認検査機関の氏名又は名称、製造年月、製造番号、接続されるべき燃焼器具の液化石油ガス消費量の上限、適応する管の呼び及び使用上の注意事項が表示されていること。

## 平成13年度のガス用品に係る試買テストの結果について

平成13年度、ガス事業法により規制しているガス用品を対象として、技術基準の適合性等について調査する試買テストを実施したところ、その結果等の概要は以下のとおりである。

### 1. 調査型式数等

平成13年度は、「密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器」について7社7機種7台及び「密閉燃焼式ガスストーブ」について4社4機種4台を対象として試買テストを実施した。その結果は次のとおり。

	密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	密閉燃焼式ガスストーブ
調査機種	7機種	4機種
軽度の違反があった機種	(1機種)	(0機種)

### 2. 軽度の違反のあった事例

調査した密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器7機種のうち1機種について、給排気部の気密性の試験において、漏れ量が技術基準に定める限度値を上回った。ただし、漏れたガスが一酸化炭素等の排ガスではないこと、また限度値を上回った量はわずかであることから、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない軽度の違反と判断された。

このため、当省は、当該事業者に対して注意を行うとともに、原因の究明及び改善を行うよう求め、その後、パッキング工程における作業方法の改善、作業員に対する改善内容の徹底・再教育等の措置がとられたことを事業者からの報告により確認した。

(参考)

「ガス用品の技術上の基準等に関する省令」（昭和46年省令第27号）

別表第3（開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器）第14項  
密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

## 平成13年度の電気用品に係る試買テストの結果について

平成13年度、電気用品安全法により規制している電気用品を対象として、技術基準の適合性等について調査を行う試買テストを実施したところ、その結果等の概要は以下のとおりである。

### 1. 調査機種数

平成13年度は下表のとおり、36品目185機種について試買テストを実施した。その結果、22品目50機種に、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない軽度の違反が見出された。また、7品目10機種について軽微な指摘事項が見出された。

電気用品の区分	電気用品名	機種数	軽度の違反があった機種数	軽微な指摘事項のある機種数
電線	ケーブル(合成樹脂系絶縁電線)	8	3	
	その他のビニルコード	3	1	
	キャブタイヤコード(合成樹脂系絶縁電線)	7	1	
	その他のビニルコード(テーブルタップ)	3	1	
	キャブタイヤコード(テーブルタップ)	2	2	
ヒューズ	温度ヒューズ	3		
	管形ヒューズ	5	1	
配線器具	配線用遮断器	6		
	漏電遮断器	6		
	差込プラグ(テーブルタップ)	5	1	
	マルチタップ(テーブルタップ)	2		1
	その他の差込み接続器(テーブルタップ)	3	1	
変圧器・安定器	その他の家庭機器用変圧器	4	3	
	水銀灯用安定器その他の高圧放電灯用安定器	6	1	
電動応力用機械器	電気ポンプ	8	2	1

具				
その他の交流用電気機械器具	直流電源装置	9	4	
小形交流電動機	かご形3相誘導電動機	4		
電熱器具	電気ストーブ（扇風機型）	5	5	
	電気トースター	4	2	
	電気がま	3		
	電気湯沸器	6		
	電気アイロン	6		
電動力応用機械器具	電気冷蔵庫	5	3	
	毛髪乾燥機	6	1	1
	電気かみそり	4		1
	扇風機	4		
	換気扇	5	1	
	電気掃除機	4		1
	電気乾燥機	6		
浴槽用電気温水循環浄化器	2	2		
光源応用機械器具	電気スタンド	7	5	
	装飾用電灯器具	5	3	
	その他の白熱電灯器具	8	6	
電子応用機械器具	ビデオレコーダー	7		
	テレビジョン受信機	8		3
	電子レンジ	6	1	2
計		185	50	10

## 2. 軽度の違反及び指導事項について

### (1) 軽度の違反のあった事例

当省は、軽度の違反が見出された電気用品の製造・輸入事業者について、事業者が既に倒産していたケース及び輸入事業者が特定できなかったケースを除き、すべての事業者に対して注意を行うとともに、必要な措置を講ずるよう求め、その後、適切に改善等が行われたことを確認した。また、輸入事業者が特定できなかったケースについては、当該電気用品を製造していると見られる外国の事業者に対し技術基準の違反を通知した。

電気用品名	軽度の違反の内容	事業者の対応
ケーブル	線心と外装の間に空けき	出荷の停止、製造工程の見直

	あったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	し。 既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。
	線心と外装の間に空げきがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、工程管理・品質管理の強化。
	線心と外装の間に空げきがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、製造工程・検査工程の見直し、社員教育。 既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。
その他のビニルコード	絶縁体の厚みが若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、製品検査体制の強化。 既販売品についてクレームがあった際には改善品と交換を行う。
キャブタイヤコード	絶縁体の厚みが若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、伸線加工業者への改善要請、製造工程の変更及び販売店への保管の改善要請。
その他のビニルコード (テープルタップ)	断線するまで屈曲を行ったとき充電部が露出したが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止。
キャブタイヤコード	絶縁抵抗が基準値以下であったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	販売の停止。
	絶縁抵抗が基準値以下であったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、認定検査機関へ自主検査を委託、検査項目の追加。
管形ヒューズ	溶断性能が基準を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほ	し。 出荷の停止、製造工程の見直し。

	<p>とんどない程度であった。</p> <p>短絡遮断性能が基準を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	
差込みプラグ (テーブルタップ)	表示に不備があった。	販売の停止。
その他の差込み 接続器 (テーブルタップ)	<p>タップスイッチの端子金具の温度上昇が基準値以上であったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>該当電気用品名で型式の認可を取得していなかった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	販売の停止。
その他の家庭機 器用変圧器	<p>アース用端子ねじの材料が基準を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、品質管理の徹底。</p> <p>流通在庫について回収、交換を実施し、既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。</p>
	<p>電源電線の温度上昇が基準値を若干上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>充電部と金属板との間の絶縁距離が若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>製造の中止、認定検査機関での試料について行う検査の受検。</p> <p>既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。</p>
	アース回路が確実に接続されていないことが、一般消費者に危害を発生させるおそれの	<p>出荷の停止、製造工程の変更、検査項目の追加。</p> <p>既販売品について新聞社告、回</p>

	ほとんどない程度であった。	収、修理を実施。
水銀灯用安定器 その他の高圧放 電灯用安定器	表示に不備があった。	出荷の停止、表示の貼替え。
電気ポンプ	表示に不備があった。	出荷の停止、表示の貼付け、設計の変更、社内管理体制の見直し。 既販売品についてメンテナンス時に改善を実施。
	表示に不備があった。	出荷の停止、表示の貼付け、設計の変更、社内管理体制の見直し。 既販売品についてメンテナンス時に改善を実施。
直流電源装置	出力電線の絶縁物の温度が上限値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 型式の区分が認可を受けたものと異なっていた。	出荷の停止、設計の変更。 既販売品についてクレームがあった際には回収し、改善品と交換を行う。
	温度上昇が若干基準値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 差込プラグの仕様が基準を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	(輸入事業者が特定できなかったため、海外製造事業者あてに違反内容等を通知し、適切な措置をとるよう要請した。)
	出力電線の絶縁物の温度が上限値を若干上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 変圧器の巻線の温度上昇が基準値を若干上回っていた	(輸入事業者が特定できなかったため、海外製造事業者あてに違反内容等を通知し、適切な措置をとるよう要請した。)

	<p>が、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、社内管理体制の見直し。</p> <p>既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。</p>
電気ストロボ	<p>一定の力を加えるとタイムスイッチのつまみが外れてしまい、誤接続するおそれがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>販売の中止、海外の製造事業者の品質管理体制の強化。</p> <p>既販売品について店頭を通じて回収し、改善品と交換を実施。</p>
	<p>器体を傾斜させたとき基準値以下の角度で転倒したが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>一定の力を加えるとタイムスイッチのつまみが外れてしまい、誤接続するおそれがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>その他、雑音強度が規定値以上であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更。</p> <p>既販売品についてHP社告及び店頭を通じて回収し、修理等実施。</p>
	<p>表示灯用プリント基板上のリード線ハンダ付け部、降圧用抵抗器ハンダ付け端子とLEDハンダ付け端子、プリント基板上の印刷配線の異極充電部間の絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、工程管理の強化。</p>
	<p>器体を傾斜させたとき基準値以下の角度で転倒したが、一般消費者に危害を発生させ</p>	<p>販売の中止。</p> <p>流通在庫の回収を実施。</p>

	<p>るおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>一定の力を加えるとタイムスイッチのつまみが外れてしまい、誤接続するおそれがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。その他、雑音強度が規定値以上であった。</p>	
	<p>器体を傾斜させたとき基準値以下の角度で転倒したが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>その他、雑音強度が規定値以上であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更。</p> <p>既販売品について店頭を通じて回収し、修理を実施。</p>
電気トースター	<p>パン焼き穴から試験指を挿入した時に充電部に触れた。ただし、意図的に触れない限り危険性は少ないものであったため、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>事業者は既に会社を解散していた。</p>
	<p>パン焼き穴から試験指を挿入した時に充電部に触れた。ただし、意図的に触れない限り危険性は少ないものであったため、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>サ-モスタットの極性が異なる充電部相互間の絶縁距離が若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>販売の中止。</p>
電気冷蔵庫	<p>ア-ス機構の方式が適正でな</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、社内</p>

	<p>かったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>管理体制の強化。</p>
	<p>一定の張力を加えたときに電線の接続部に張力が加わったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>内部配線について、二重絶縁及びその際の被覆の厚さの基準をいずれも満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>電源電線の端子ねじを内部配線の取付けに兼用していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、社内管理体制の見直し、認定検査機関での技術基準の適合確認。</p> <p>既販売品についてクレームがあった際には状況に応じて対応。</p>
	<p>人が触れるおそれのある金属部の充電部からの空間距離が基準を下回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、定期検査の導入、社員教育。</p>
<p>毛髪乾燥機</p>	<p>電動機の拘束試験において、基準の性能を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。その他、雑音強度が規定値以上であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、定期検査の導入。</p>
<p>換気扇</p>	<p>電動機口出し線の絶縁物の温度が上限値を若干上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、品質管理の徹底。</p>

浴槽用電気温水循環浄化器	<p>紫外線ランプ口出し線について、二重絶縁及びその際の被覆の厚さの基準をいずれも満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p> <p>変圧器が絶縁変圧器ではなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>その他、雑音強度が規定値以上であった。</p>	<p>出荷の停止、表示の貼付け、設計の変更、認定検査機関での技術基準の適合確認。</p> <p>既販売品についてメンテナンス時に改善を実施。</p>
	<p>表示に不備があった。</p>	<p>出荷の停止、表示の貼付け、銘板の変更、社内確認体制の強化。</p> <p>既販売品について定期メンテナンス時に改善を実施。</p>
電気スタンド	<p>ソケットリード線の絶縁物の温度が上限値を若干上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>器体を傾斜させたとき基準値以下の角度で転倒したが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p> <p>配線の素線の断線率が基準値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更。</p> <p>既販売品について新聞・HPでの社告、回収を実施。</p>
	<p>一定の力を加えると内部配線が電線貫通孔の鋭利な箇所に触れ被覆を損傷するおそれがあったが、一般消費者に危</p>	<p>出荷の停止、表示の貼替え、設計の変更、社内確認体制の強化。</p>

	<p>害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 表示に不備があった。</p>	
	<p>配線の素線の断線率が基準値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、社内管理体制の強化。</p>
	<p>表示に不備があった。 配線の素線の断線率が基準値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、表示の貼付け、設計の変更。 既販売品についてクレームがあった際には改善品と交換を行う。</p>
	<p>一定の張力を加えると電源電線の接続部に張力が加わったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 ガラス製セト<sup>®</sup>の温度上昇が基準値を若干上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 表示に不備があった。</p>	<p>平成12年4月以降輸入販売実績なし。 流通在庫を回収し、既販売品についても店頭を通じて回収。</p>
<p>装飾用電灯器具</p>	<p>プリント基板上の印刷配線の異極部充電部間の絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 電球間電線の断面積が規定より若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。 表示に不備があった。</p>	<p>販売の中止、品質システムを構築し海外の製造事業者における検査の導入、認定検査機関での技術基準の適合確認。 既販売品について店頭を通じて回収を行っており、クレームがあった際には改善品と交換を行う。</p>
	<p>プリント基板上の印刷配線の</p>	<p>販売の中止。</p>

	<p>絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>電球間電線の断面積が既定より若干不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>既販売品についてクレームがあった際には改善品と交換等行う。</p>
	<p>プリント基板上の印刷配線の異極充電部間の絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>出荷の停止、工程管理の強化。</p>
<p>その他の白熱電灯器具</p>	<p>表示に不備があった。</p>	<p>出荷の停止、表示の貼付け、海外の製造事業者の工程管理の徹底。</p> <p>流通在庫について回収、貼替えを実施。</p>
	<p>一定の張力を加えると電源電線の接続部に張力が加わったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>電源電線の素線の断線率が基準値を上回っていたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p>	<p>販売の中止。</p> <p>既販売品についてHP社告及び店頭を通じて回収を実施。</p>
	<p>プリント基板上の電源電線取り付け部、印刷配線、電源電線の絶縁距離が不足していたが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>出荷の停止、設計の変更。</p> <p>既販売品について店頭を通じて回収を実施。</p>
	<p>一定の張力を加えると電源</p>	<p>出荷の停止、設計の変更、海外</p>

	電線の接続部に張力が加わったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	の製造事業者への指導。 既販売品について店頭を通じて改善品と交換を実施。
	表示に不備があった。	出荷の停止、表示の貼替え、社内確認体制の強化、社員教育。
	<p>圧着閉端子の接続部から内部配線の1本がはみ出しており、非充電金属部に接触するおそれがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>内部配線が電線貫通孔のソケット取付金具及びハットパイプの鋭利な箇所に触れ被覆を損傷するおそれがあったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。</p> <p>表示に不備があった。</p>	<p>出荷の停止、表示の貼付け、設計の変更、工程管理の強化、設計開発段階での認定検査機関での技術基準の適合確認。</p> <p>既販売品について店頭を通じて回収を実施。</p>
電子レンジ	アース端子の材料が基準を満たしていなかったが、一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であった。	出荷の停止、工程管理の強化、社員教育。

## (2)軽微な指摘事項のあった事例

当省は、事業者に対して次の事項を指摘し、その後改善を確認した。

- ・ 型式の区分の届出に誤りがあったもの 1 機種
- ・ 雑音強度が規定値以上であったもの 7 機種
- ・ 表示に軽微な不備があったもの 2 機種

## 平成13年度の消費生活用製品安全法に基づく特定製品に係る 立入検査の結果について

平成13年度、消費生活用製品安全法（以下、「法」という。）に基づく特定製品の製造または輸入の事業を行う者に対し、法第84条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、概要は以下のとおりである。

### 1. 実施件数等

平成13年度は、経済産業大臣の指示に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が17の製造・輸入事業者に対して立入検査を実施した。その結果は次のとおり。

立入検査実施事業者	17 事業者
指摘事項があった事業者	(11 事業者)

### 2. 指摘事項のあった事例

立入検査の際に次の事項を指摘し、その後改善されたことを確認した。

- ・届出の型式区分が不適正であったもの 5件
- ・輸出用の例外届出が不適正であったもの 1件
- ・検査記録の保存が不十分であったもの 5件
- ・届出事業者の名称の表示が不適正であったもの 2件
- ・損害賠償の措置が不適正であったもの 1件

## 平成13年度の液化石油ガス器具等に係る立入検査の結果について

平成13年度、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づく液化石油ガス器具等の製造または輸入の事業を行う者に対し、法第83条第1項の規定に基づく立入検査を実施したところ、概要は以下のとおりである。

### 1. 実施件数等

平成13年度は、経済産業省及び独立行政法人製品評価技術基盤機構が23の製造・輸入事業者に対して立入検査を実施した。その結果は次のとおり。

立入検査実施事業者	23事業者
(1)軽度の違反があった事業者	(1事業者)
(2)指摘事項があった事業者	(17事業者)

### 2. 軽度の違反、指摘事項について

#### (1) 軽度の違反のあった事例

- ・法第39条第1項（販売の制限）の違反（1件）

輸入事業者が密閉式液化石油ガス用ストーブに所要の表示を付さずに輸入・販売を行っていた。

当該事業者は、技術基準の適合性は満たしていたものの、平成12年10月の法改正以降表示が必要となったことを認識していなかった。

このため、当省は、当該事業者に対して文書で注意するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、その後、法令遵守についての社内教育の徹底、自主的な既売品への表示等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

#### (注) 法第39条第1項（販売の制限）

液化石油ガス器具等の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第48条の規定により表示が付されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は

販売の目的で陳列してはならない。

法第46条（基準適合義務等）

1 届出事業者は届出に係る型式の液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する  
場合においては、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するようになら  
なければならない。

2 届出事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係  
る前項の液化石油ガス器具等について検査を行い、その検査記録を作成し、これ  
を保存しなければならない。

法第48条（表示）

届出事業者は、その届出に係る型式の液化石油ガス器具等の第46条第1項の  
経済産業省令で定める技術上の基準に対する適合性について、同条第2項の規定  
による義務を履行したときは、当該液化石油ガス器具等に経済産業省令で定める  
方式による表示を付することができる。

## (2) 指摘事項のあった事例

立入検査の際に次の事項を指摘し、その後改善されたことを確認した。

- |                       |    |
|-----------------------|----|
| ・届出の型式区分が不適正であったもの    | 8件 |
| ・検査データの自己確認が不十分であったもの | 6件 |
| ・検査記録の保存期間が不十分であったもの  | 9件 |
| ・苦情処理に係る規定が不備であったもの   | 4件 |

## 平成 13 年度のガス用品に係る立入検査の結果について

平成 13 年度、ガス事業法（以下「法」という。）に基づくガス用品の製造または輸入の事業を行う者に対し、法第 47 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施したところ、概要は以下のとおりである。

### 1. 実施件数等

平成 13 年度は、経済産業大臣の指示に基づき独立行政法人製品評価技術基盤機構が 6 の製造・輸入事業者に対して立入検査を実施した。その結果は次のとおり。

立入検査実施事業者	6 事業者
指摘事項があった事業者	( 3 事業者 )

### 2. 指摘事項のあった事例

立入検査の際に次の事項を指摘し、その後改善されたことを確認した。

- ・届出の型式区分が不適正であったもの 3 件
- ・検査記録の保存期間が不十分であったもの 1 件

## 平成 13 年度の電気用品に係る立入検査の結果について

平成 13 年度、電気用品安全法（以下「法」という。）に基づく電気用品の製造または輸入の事業を行う者に対し、法第 46 条第 1 項の規定に基づく立入検査を実施したところ、概要は以下のとおりである。

### 1. 実施件数等

平成 13 年度は、各経済産業局が 80 の製造・輸入事業者に対して立入検査を実施した。その結果は次のとおり。

立入検査実施事業者	80 事業者
(1)軽度の違反があった事業者	( 5 事業者)
(2)指摘事項があった事業者	( 28 事業者)

### 2. 軽度の違反及び指摘事項について

#### (1)軽度の違反のあった事例

5 事業者について下表のとおり軽度の違反が見出された。これらは一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度のものであったが、当該事業者に対して文書で注意するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、その後、適切に改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

電気用品名 (電気用品の区分)	軽度の違反の内容	事業者の対応
電気温蔵庫（電熱器具）、庭園灯器具（光源及び光源応用機械器具）	技術基準への適合性未確認（検査後に適合性を確認）。検査記録の記載事項不備。検査規程不備。	技術基準への適合性確認、検査記録記載事項の徹底、検査規程の制定等を実施。
コンセント（配線器）	検査が基準どおりに実施	適切な検査の実施、検

具)、電気ストーブ(電熱器具)、ラミネーター、扇風機、電気温風機(電動力応用機械器具)、その他の音響機器(電子応用機械器具)、白熱電球、蛍光灯、電気スタンド(光源及び光源応用機械器具)	されていない。検査記録の記載事項不備。	査記録記載事項の徹底等を実施。
ジュースミキサー(電動力応用機械器具)、電気コーヒー沸器(電熱器具)	技術基準への適合性一部未確認(ジュースミキサー。検査後に適合性を確認)。輸入事業変更届出の不履行(コーヒー沸器)。	技術基準への適合性確認、輸入事業変更届出の手續の履行等を実施。
電気スタンド(光源及び光源応用機械器具)	検査記録の作成・保存が不十分。検査が基準どおりに実施されていない。製造事業変更届出の不履行。	検査記録の作成・保存の徹底、適切な検査、製造事業変更届出の手續の履行等を実施。
装飾用電灯器具(光源及び光源応用機械器具)	検査記録の作成・保存が不十分。検査が基準どおり実施されていない。技術基準への適合性未確認(検査後に適合性を確認)。輸入事業変更届出の不履行。	検査記録の作成・保存の徹底、適切な検査の実施、技術基準への適合性確認、輸入事業変更届出の手續の履行等を実施。

## (2)指摘事項のあった事例

立入検査の際に次の事項を指摘し、その後改善されたことを確認した。

- ・届出の型式区分が不適正であったもの 7件
- ・検査記録の保存が不十分であったもの 16件
- ・届出事業者の名称等の表示が不適正であったもの 5件

## 平成14年度における法令違反への対応状況

経済産業省においては、製品安全4法の適正かつ的確な執行を図るため、試買テスト及び計画的立入検査により見出された違反に対応するほか、事業者からの自主報告、第三者からの申出、事故情報の調査結果、都道府県による販売事業者への立入検査結果等によって法令違反の疑いが発生したときには、事実関係について調査を行い、違反の事実が判明した場合には、事業者に改善を求め、必要な場合には法律に基づく措置をとっている。

平成14年度に対応した事案の概要は以下のとおりであった。

### 1. 重度の違反事案

電気用品安全法（以下「電安法」という。）に関して1件の重度の法令違反があった。直ちに一般消費者に危害を及ぼすおそれはなく、また事業者から自主的に事実関係等について報告がなされたものではあるが、法令違反であることを知りながら製品の販売を続けたものであることにかんがみ、当省は当該事業者に対して厳重に注意するとともに、再発防止の徹底を図るよう求めた。その後、適切に改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

事業者名	三井物産株式会社
品目名	直流電源装置（ACアダプター）〔電安法〕
情報入手方法	事業者からの自主報告による。
違反の内容	平成13年6月から同年12月にかけて輸入した直流電源装置について適合性検査に合格せず、適合性証明書の交付を受けていないにもかかわらず、販売を行っていた。（出荷された製品について、事後的に検査したところ、適合性検査に合格した。） また、輸入の事業の開始の日から30日以内に行わなければならない届出を、約6か月後まで行っていなかった。
事故の発生状況	なし。ただし、使用中に発煙を伴う不良が1件発生。
事業者の対応	製品の回収・交換、再発防止措置として電気用品輸入・販売事業管理制度の創設、教育、訓練の実施等。

行政措置の内容	関東経済産業局長名の文書による嚴重注意 (平成14年7月29日)
---------	-------------------------------------

## 2. 軽度の違反事案

1 1件の軽度の法令違反があった。いずれも一般消費者に危害を発生させるおそれのほとんどない程度であったが、当省は合計21事業者に対して注意するとともに、必要な措置を講ずるよう求め、その後、適切な改善等が行われたことを事業者からの報告により確認した。

品目名	情報入手方法	違反の内容	事業者の対応
自動販売機 (製造事業者) 〔電安法〕	第3者からの 申出	法の不知により、事業開始の届出を行わず、また表示義務等を履行せず製品を製造・販売していた。事故発生への報告はない。	出荷の停止、既販売製品の回収、再発防止対策の実施。
直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	法の認識不足により、パソコン用ディスプレイに同梱した直流電源装置について、電気用品取締法に基づく甲種電気用品の輸入に係る型式認可を取得していないことが判明した。また電安法に基づく事業変更の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま輸入・販売していた。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生への報告はない。	出荷の停止、社告による既販売製品の回収及び交換の実施。
直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	電安法の施行に伴い、社内調査を実施したところ、コンピュータ等に同梱した直流電源装置について、事業変更の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま輸入・販売していたことが判明した。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また	事案告知のためホームページで社告の掲載、再発防止対策の実施。

		事故発生 の 報告はない。	
直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	検査機関による講習会に参加後、社内調査を実施したところ、情報処理機器に同梱した直流電源装置について電気用品取締法に基づく型式認可を取得せずに輸入・販売を行っていたこと、電安法に基づく輸入事業開始の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま販売していたこと等が判明した。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生 の 報告はない。	事案告知のためホームページで社告の掲載、電安法令遵守体制の構築等再発防止対策の実施。
直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	検査機関による電安法講習会に参加した事業者から情報提供を受け、その後社内調査を実施したところ、ケーブルテレビ接続装置に同梱した直流電源装置について、電気用品取締法に基づく型式承認の有効期限切れ後に製造されたことに気付かず輸入を継続していたため、電安法に基づく輸入事業開始の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま輸入・販売していたことが判明した。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生 の 報告はない。	事案告知のためホームページで社告の掲載、電安法令遵守体制の構築等再発防止対策の実施。
パソコン用 スピーカー システム 及び 直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	検査機関による電安法講習会に参加した事業者から情報提供を受け、その後社内調査を実施したところ、パソコン用スピーカーについて、電気用品取締法に基づく乙種電気用品の輸入事業開始の届出を行わず、電安法施行後も当該製品の輸入を継続し、同法に基づく表示義務等を履行せず輸入・販売していたこ	事案告知のためホームページで社告の掲載、電安法令遵守体制の構築等の再発防止対策の実施。

		とが判明した。またパソコン用スピーカーシステムに同梱した直流電源装置について、電安法に基づく輸入事業開始の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま輸入・販売していたことが判明した。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生への報告はない。	
直流電源装置 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	検査機関による電安法講習会に参加した事業者から情報提供を受け、その後社内調査を実施したところ、電気用品取締法に基づく型式認可を取得せず、また電安法に基づく輸入事業開始の届出、適合性検査の受検及び表示義務等の履行を行わないまま輸入・販売していた。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生への報告はない。	事案告知のためホームページで社告の掲載、電安法令遵守体制の構築等再発防止対策の実施。
電熱式おもちゃ (輸入事業者) 〔電安法〕	第三者からの の情報提供	法の認識不足により、「電熱式おもちゃ」(特定電気用品)を「その他の調理用電熱器具」(特定電気用品以外の電気用品)と誤認していたため、適合性検査を受検せず、表示義務等を履行せず輸入・販売していた。当該製品は「電熱式おもちゃ」としての技術基準に適合していない部分があったが、事故発生への報告はない。	当該製品の出荷停止、流通在庫の回収、ホームページによる事案告知、社内体制の構築等再発防止対策の実施。
送風機 (輸入事業者) 〔電安法〕	事業者からの 自主報告	電安法に基づく届出を行わず、また表示義務等を履行せず輸入・販売していた。当該製品は技術基準に適合していることが確認され、また事故発生への報告はない。	社内体制の構築等再発防止対策の実施。
		事業者の担当部署における法	

<p>アーク溶接機 (輸入事業者) 〔電安法〕</p>	<p>事業者からの 自主報告</p>	<p>の認識不足により、事業変更の届出を行わず、また表示義務等を履行せず輸入し、販売していた。 当該製品には軽微な技術基準不適合があったが、事故発生の報告はない。</p>	<p>出荷の停止、既販売製品の回収、社内規程の整備等再発防止対策の実施。</p>
<p>乳幼児用ベッド (輸入事業者) 10事業者 〔消安法〕</p>	<p>都道府県による販売店への立入検査結果</p>	<p>法の認識不足により、消費生活用製品安全法に基づく事業の届出、技術基準への適合性の確認及び表示義務の履行を行わないまま輸入・販売していた。当該製品には軽微な技術基準不適合があったが、事故発生の報告はない。</p>	<p>出荷の停止、既販売製品の改修の実施。</p>

### 3. その他

平成14年度、製品安全4法違反に関して、刑事事件として扱われた事例として、次の2件があった。

平成14年4月23日、インターネットのオークションを利用し、レーザーポインターを不正販売したとして、高知県の会社員が消費生活用製品安全法違反（特定製品の無表示販売）の疑いで逮捕された。

平成14年5月17日、レーザーポインターを不正販売したとして、大阪府の会社社長が消費生活用製品安全法違反（特定製品の無表示販売）の疑いで逮捕された。